

## パソコンの管理及び貸付要領

(目的)

第1条 この要領は宮崎県林業構造改善協議会（以下「協議会」という。）が所有するパソコン（ソフトウェア及び周辺機器を含む。以下「パソコン」という。）について、有効かつ適切に管理運営することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 この要領は協議会がその所属する会員に貸し付ける場合に適用することとし、対象とするパソコンは協議会が所有するものとする。

(管理責任者)

第3条 対象となるパソコンの管理責任者は、事務局長とする。

(維持管理)

第4条 対象とするパソコンの維持管理については次のとおりとする。

- (1) パソコンには所有権を明示するとともに管理番号を付するものとする。
- (2) パソコンの状態を明らかにし、整備保全に努めなければならない。
- (3) 前項実施のため次の書類、帳簿を整備するものとする。

ア 貸付台帳

イ 使用・修理・点検簿

(借受申請)

第5条 パソコンを借り受けようとする者は、別紙様式Ⅰによりパソコン借受申請書を協議会に提出しなければならない。

(申請書の審査及び通知)

第6条 協議会は、前項の申請があった場合は、その内容について審査し、適正と認めるときは、当該申請者に貸付決定通知を行うものとする。

(貸付期間)

第7条 パソコンの貸付期間は、日単位とし、貸付日及び返却日を含めて原則として14日以内とする。ただし、協議会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(貸付料)

第8条 パソコンの貸付料は、無償とする。

(借受者の経費負担)

第9条 借受者は、借受期間中の使用管理に要する一切の経費を負担しなければならない。ただし、協議会が必要と認める経費についてはこの限りではない。

(使用上の制限)

第10条 借受者は、パソコンの修理、その他現状を変更しようとするときは、あらかじめ協議会の承認を得なければならない。ただし、軽微な修繕をしようとする場合

を除く。

(権利譲渡等の禁止)

第 11 条 借受者は、パソコンを第三者に譲渡し、転貸し、または、担保に供してはならない。

(目的外使用の禁止)

第 12 条 借受者は、パソコンを使用目的以外の用途に供してはならない。

(損害賠償)

第 13 条 借受者は、パソコンを亡失し、または損傷したときは、直ちにその事実及び事由を協議会に報告しなければならない。

2 前項の亡失又は損傷が借受者の責めに帰すべき事由による場合には、借受者は協議会に対し、その損害を賠償しなければならない。

(パソコンの返却)

第 14 条 借受者は、貸付期間の満了後は、速やかにパソコンを返却しなければならない。

2 借受者が、貸付期間の満了後においてもパソコンを返却しないことにより、協議会に損害を与えた場合は、借受者はその賠償の責任を負うものとする。

(遵守事項)

第 15 条 前各条に定めるもののほか、パソコンの使用に関する遵守事項は、別に定めるものとする。

(附則)

この要領は令和 4 年 11 月 1 日より施行する。

様式 I

## パソコン借受申請書

令和 年 月 日

宮崎県林業構造改善協議会  
会長 殿

借受者  
住所  
氏名

下記のとおりパソコンを借受けたいので、パソコンの管理及び貸付要領を厳守のうえ申請いたします。

なお、使用にあたっては、パソコン等の使用に関する遵守事項を厳守して使用することをお誓い致します。

### 記

#### 1. 借受予定パソコン

名称・型式	数量	使用場所	使用目的

#### 2. 借受予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで



## パソコン使用・修理・点検簿

管理番号

名称・型式

令和 年 月 日	記録者名	
使用場所		
作業内容		
備考	パソコンの点検・問題点など	

令和 年 月 日	記録者名	
使用場所		
作業内容		
備考	パソコンの点検・問題点など	